

安全で楽しく健康な生活のために③

— 保健室より —

保健室は、児童・教職員の健康管理・健康増進を図るため、校内の保健センターとして、健康診断・健康相談・救急処置などを行う場です。

◆健康観察について

- ・児童が健康に過ごし、学習ができるように、常に健康状態を観察しています。児童の体調変化の早期発見に努め、適切な処置やアドバイスを行っています。また、必要に応じ家庭への連絡をします。
- ・けがや病気だけでなく、心の健康にも配慮しています。体の不調があるときや悩み事があるときは、早めに担任や養護教諭に相談してください。



◆救急処置について

①けがの場合

- ・けがの応急手当は行いますが、継続的な処置は行っていません。
- ・受診が必要と思われる時は、けがの程度により救急車を要請します。救急車を要請しない場合は養護教諭等が付き添い、児童の急変に対応できるようにタクシーで搬送します。
- ・受診する場合は、健康カードに書かれている「かかりつけ医療機関」を優先しますが、遠方であったり、連絡が取れなかったりした場合は、近隣の医療機関に連絡を取り、搬送する場合があります。
- ・医師が保護者の同意を必要とする処置を行わなければならない場合に備え、保護者の方の同伴が必要です。この際、保険証や子ども医療証の持参をお願いします。
- ・学校管理下における災害については金額に応じて災害共済給付制度の対象となるため、医療機関を受診後、書類を提出していただき手続きを行います。

②病気の場合

- ・体調が悪くなり、次の判断基準により学習が不可能と思われる場合は、家庭と連絡を取り、早退していただきます。その場合、1人で下校させることはできませんので、保護者の方の迎えをお願いします。

早退の判断基準

- ・発熱が37.5℃以上ある場合
 - ・脈拍が1分間120回以上の場合
 - ・1時間(45分)安静にし、様子を見ていても回復が見込まれない場合
- 《その他、体調によっては上記の限りではありません。》

